

第四十三回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第二十六号

昭和三十一年五月九日(木曜日)

午前十二時三十分開議

出席委員

委員長代理理事 秋山 利恭君

理事小山 長規君 理事山口長治郎君

理事丹羽 兵助君 理事足鹿 覺君

理事片島 港君 理事東海林 稔君

大野 市郎君 飯谷 忠男君

草野 一郎平君 倉成 正君

小枝 一雄君 中山 榮一君

野原 正勝君 松浦 東介君

米山 恒治君 角屋堅次郎君

栗林 三郎君 檜崎弥之助君

野口 忠夫君 安井 吉典君

湯山 勇君 玉置 一徳君

出席政府委員

農林政務次官 津島 文治君

農林事務官 松岡 亮君

(農林経済局長)

本日の會議に付した案件

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

○秋山委員長代理 これより會議を開きます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、足鹿君から発言を求められておりますので、これを許します。足鹿君。

○足鹿委員 この際、審議に資しますために資料の御提出を求めたいと思ひます。いままでいただいたものも相当たくさんございますが、その中に若干

含まれておるものもありまして重複するかもしれませんが一通り申し上げますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

本法案を審議いたしますに關して、一般的な事項として第一に申し上げます。

その一つが、本制度運営上、從來免せられまして政省令及び通達等で重要なものを一括して御提出をお願いいたします。

二が、アメリカ及び主要国の共済制度について、あまりくどいものは必要ありませんから、御提出をお願いいたします。よほど以前にいただいたものもありますが、その後情勢も変わっておりますし、最近のものがよろしかろうと思ひます。

三が、共済組合等の職員及び常勤役員の待遇の実情についてであります。注釈を加えますならば、都道府県連、市町村各段階の給与、俸給その他待遇に關する比較をお願いしたい。及び、これに對する国の補助率の比較等も含めて、参考となる事項をお願いいたします。

その四が、農協との關係あるいは市町村との關係について、これはよほど以前に資料をもらつたことがございまして、最近のものがございませんで、たとえば農協長と共済組合長との兼務状況はどうか、あるいは職員の兼職の状況はどうか、事務所の合同の状況はどうか、これは市町村の場合も同様でありますので、そういったような実

情を、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

今度は、第二に、審議の基礎及びこれに關連する事項についての資料であります。その一が、麦作の最近の推移について資料を統計調査部關係を動員してお願ひしたい。政府の方針もありまして著しい減反を見ておりますし、また麦の主産地は別として、一般農家はとうてい引き合いませんので、他の業務に出まして、麦の農作は全く放任状況になつておまして、これをいつまでも共済の対象にすることの可否の段階に到達しておると思ひます。

特に本年は豪雪等の關係がありまして、全く手入れなどもしておりません。髪の毛の薄くなった手入れのない頭のような状態になつてゐる。雑草の中に埋もれております。そういう状態にございまして、麦作は全く共済の対象にすべきかといふことが、私は前から意見を述べておりましたが、現実の段階に迫つておると思ひますので、その状況を、最近特に五、六十年の推移等を正確に出していただきたいと思ひます。

二が、畜産物の多頭羽飼育の実態と現在の家畜共済制度運用上の問題点といたつたようなことについて、これを制度的にどう考へておられるのか、その状況を資料として出していただきたいと思ひます。

これに關連をいたしまして、豚、果樹等の共済制度の状況及び価格共済を実施しつづける府県別の状況、その

実績、実施方法等も知りたいと思ひます。

その次、四は、市町村移譲の状況は、若干去年の末のものもありまして、ごく最近のもの、今後の見通し、特に移譲後の運営の状況、たとえば市町村条例をつくつて運営をいかにしておるか、あるいはそれにかかわるべき運営措置はどうなつておるか、また市町村費の支出の状況はどうであるかといつたような点、また建物共済關係の財務管理等はどうかであるかといつたような市町村移譲に伴う事項、また市町村移譲後における運営の状況等をつまびらかにする適當な資料をお願いいたします。

その次が、現行農作物共済の単位当たり共済金額の選択状況と、新しくこの法が改正になつた場合による選択について、農林省の指導方針は一体どういふことを考へておられるか、そういったようなことについて關連して御提出をお願いしたいと思います。

要するに逆選択の状況がいままで非常にあります。たまたまそういうところに大きな被害がきたときが、非常に問題が起きておるわけなんです、そういういたつたような選択状況が、全国的に都道府県別に、地域別にどういふ状況になつておるか、またそういうところから從來大きな災害なり相當の災害が、どういふ状態で襲來しておるかといつたような実情。

その次が、最近の基準反収の推移を知りたい。この資料は一向いただいて

おりませんが、これは米価との關係等もありまして、御遠慮になつておるのではないかと思ひますが、やはりこの制度の不満が今日に至つておるのは、掛け金を低くするためにしたがつて基準反収を低くしておる。そういうところへ被害が出たという場合の矛盾がそこに出てくる。私も審議会の際にも基準反収の適正化は極力主張いたしましたが、農林省は法律事項ではございせんが、これを具体的にどう取り扱おうとしておるか、今度の改正に關連して、どうかこれを正常化しようとしておられるか、それを知りたい。また適用せんとする過去の被害率の基礎及び細分化方針を承つておきたい。これは選択の自由を与える以上は、当然各戸別に選択することが妥當であるといふことをわれわれは從來主張してきましたが、なかなかその細分化もいかにない、こういうことなんでありまして、家畜などのように選択の自由を認めるならば、各戸がおのおの求める保険金額とこれに對應する掛け金を選べ一番よろしいのであります。この場合農林省はいつもできないという。できないはずはないとわれわれは思ふので、この問題は非常に大きな問題だと思ひますので、基準反収との關連において過去の被害率——今度は昭和二十二年に遡及して被害率を新しく算定するよりでありますから、それはまあけつこうであります、いままで戦前のものを使つておつたわけですから、実情に合わないことおびただしかった

と思うのでありますが、そういう点であります。

その次が、評価に関する資料であります。今度の改正で評価問題についてあまり触れておられないことは非常に遺憾であります。問題が発生するのはこの評価の問題にある。評価委員会の活動状況、その構成の状況——ほとんど私はこの評価委員会は活動しておらないと思うのです。それは構成上、運営上どこかに欠陥がある。構成は一体どうなっておるか、そういうような全国的な動きを知りたい。

それから末端から申告したもの、これを県査定で幾らに査定しておるか、さらにそれを中央査定で幾らに査定をして共済保険金を支払っておるか、府県別の実績を示してもらいたい。要するに山をかけた都道府県があるために、まじめに申告をし査定をしたところのばかをみておる、そういうあほな話はない。保険金の支払いもそういうものとの調整のためにまじめなところが被害を受けておる。こういうのが従来の実情だろうと思うのです。したがって私もこの評価の問題を二段階制にして、そしてスピーディーにやるといふことを、これは委員会でもどなたも異存はなかった。ところが今度の改正では、これらの点について全く触れておられない。非常に遺憾に思います。これは必ずしも法律改正をまたなくとも運営の問題で解決できる点もあるかと思ひますので、いま言ったような資料をひとつお示しを願ひたい。重要な点でありますのでお願いいたします。

その次が、改定後の反当掛け金の想定はどうなるか。最高、最低、平均、

各都道府県、特に今度は組合別のあるいは市町村別の過去の被害率、これに基づいて反当掛け金率というものが出来るわけでありまして、その想定は一体どうなるかということをお示しを願ひたい。

あとまだこれに関連してあります。その次が、共済連の事業不足金及び剰余金の処理方針。相当な赤字を出しておる県もあるし、黒字を出しておる県もある。これを任意事業と必須事業とに区別して府県別の実績をさらにお示しを願ひたい。従来もいたしておりますが、やや不十分だと思ひます。

その次が、本年の豪雪による果樹、茶等の被害状況はどうか。これは災害対策委員会なり本委員会でも、本年の豪雪が特に果樹あるいは茶にひどかったという事例を示して、ずんぶん質疑を通じてこの対策を要求いたしました。が、被害状況がわからないの一点ばかりで逃げたままになっておる。もうわかつたでしょうから、どういふ状況であるかということをお示しを願ひたい。重要な点でありますのでお示しを願ひたい。

特にできれば被害の種類といひますか、ブドウならブドウだなどが倒壊したとか、あるいはリンゴならリンゴ、ナシならナシが裂けたとか、幼木が全部枯死したとかいうような、そういうものがあるはずであります。なけらねばならないはずでありますので、そういうものをひとつお示しを願ひたい。

その次が、市町村移譲とそれ以前との職員の待遇の比較、これはさっきの市町村関係の追加事項の中でけつこうであります。それから先ほど市町村移譲の際申し上げましたが、市町村が移

譲前に出したものと移譲後に出した状況というものがどう変わっておるか。そういうことがあるかどうか知りませんが、あると思ひます。要するに市町村が本制度運営上に、補助金を支出しておる。それは移譲の有無を問わず、そういうものを従来自治省に、基準財政需要額にこれを見込ましてやるべきであるということをお示しを願ひたい。大臣なり局長に要求をした。やるやうな方向やっておらない。現状はどうなっておるか。この点は重要な点でありますので、資料として御提出を願ひたい。

その次が、事務費賦課金と農家負担の軽減がどうなるかということであり。最近人件費等労務費の上昇、物価の高騰等に対して事務費はふえる一方でありまして、国庫の補助が必ずしもこれに伴わない。従って賦課金の農家負担ということに転嫁をされがちである。新しい制度によるいわけの事務費の賦課金と農家負担との軽減の関係はどうなるか。こういふことが本家を検討いたします直接の資料ではあります。が、審議の基礎となり、また関連する事項ではないかと思ひます。で、よろしくお願ひをいたします。

最後に、第三として法改正に直接関係する事項といひまして、ここに政令、省令の規定見込み事項等の資料を昨日いただいたおりました。拝見をいたしました。法律が通らなければ、内容が書けないというお話でありますけれども、少なくとも法はたてておくであつて、この制度には相当運営上に問題があるのですから、新しく法改正に伴う政令、省令の内容事項は、われわれにお示しを願へば、審議もそれだけ早

くなるわけでありまして。たとえば十三条の一項の政令事項に、「農作物共済又は蚕繭共済の共済掛金国庫負担金の組合等に対する交付方法を規定する見込み」というようにあるもので、それについてはどういふ基準によつて交付するのか、その結果がどうなるのかというところを、われわれとしては知りた

いわけでありまして。こういふものをもらつてみましたところで、これはこんなものをきめるそうだとだけのこととでありまして、これでは十分でないと思ひます。早くお出しになれば、審議はそれを読めば、そして説明を聞けばわかるわけでありまして、余分なことを聞いたり、追及する必要もないわけでありまして、その点は一括いたしまして、そういうふうにお取り計らいをお願いしたい。それは取り扱い上について、農林省内部の見解として、私も承つておきます。別にそれがあつたからといって、他省との折衝に御支障になるような粗略な取り扱いはいたしません。お約束申し上げておきますから、よろしくお願ひいたします。

その次が、通常危険責任部分のうち農林大臣が定める連合会の保険に対する部分についての方針、これは政令、省令事項の中にありますが、先ほど言ひましたように、これは特にも少し詳しく知りたい。

その次が、無事戻し制度の整備と損害防止事業等の拡充が今度の制度改正によつて行なわれようとしておる。その措置の内容は一体どうなるのか。はつきりこの法律そのものには、無事戻しというものはないわけでありまして、でありますから、これはその単位

組合において剰余金を生じた場合には、どういふ区分によつてこれが無事戻しに使われ、あるいは損害防止事業に使われるのか、その内容が明らかでないという文句にだけありまして、われわれは納得いたしかねます。

その次が、最近の事業休止または解散等に対して、県がとつておる措置はどうか、その事例をお示し願ひたい。四十六条だつたと思ひますが、解散が認められておるけれども、都道府県知事が押えることになっておる。これはいさか当を得ていないと私も思ひます。始終言つておるわけでありまして、それが協議会の答申等の場合には、解散を議決する、しかし必要なものが、必要な事業について特別議決をすれば、また復活ができるという道を開いておるのですが、今度はこの条項がきわめてあいまいになっております。したがつて、この解散権の問題、事業休止権の問題は、農民の自主性として、これは当然過ぎるほど当然なことだと思ひます。そうなつてこそ初めて組合の共済事業運営に農民が重大関心を持ち、自分たちの事業としての、いわゆる解散するとか、置くならばどうするかという関心が高まってくるのではないかとおもうのであります。いたすにいかと思ひます。やれやれと言ひましても、それではなかなか農民の意欲は持ち上がらない、かようにまじめに考えるべきだと思ひます。何でも押えてついでこいといふことでは、問題は解決しない。知事がいつまでも握りつぶしておるという状態が続く限り、この問題については、問題は解消いたしません。その点を特に御認識になつて、いわゆる表に出たものと出ないものと

なるわけでありまして。たとえば十三条の一項の政令事項に、「農作物共済又は蚕繭共済の共済掛金国庫負担金の組合等に対する交付方法を規定する見込み」というようにあるもので、それについてはどういふ基準によつて交付するのか、その結果がどうなるのかというところを、われわれとしては知りた

いわけでありまして。こういふものをもらつてみましたところで、これはこんなものをきめるそうだとだけのこととでありまして、これでは十分でないと思ひます。早くお出しになれば、審議はそれを読めば、そして説明を聞けばわかるわけでありまして、余分なことを聞いたり、追及する必要もないわけでありまして、その点は一括いたしまして、そういうふうにお取り計らいをお願いしたい。それは取り扱い上について、農林省内部の見解として、私も承つておきます。別にそれがあつたからといって、他省との折衝に御支障になるような粗略な取り扱いはいたしません。お約束申し上げておきますから、よろしくお願ひいたします。

その次が、通常危険責任部分のうち農林大臣が定める連合会の保険に対する部分についての方針、これは政令、省令事項の中にありますが、先ほど言ひましたように、これは特にも少し詳しく知りたい。

その次が、無事戻し制度の整備と損害防止事業等の拡充が今度の制度改正によつて行なわれようとしておる。その措置の内容は一体どうなるのか。はつきりこの法律そのものには、無事戻しというものはないわけでありまして、でありますから、これはその単位

組合において剰余金を生じた場合には、どういふ区分によつてこれが無事戻しに使われ、あるいは損害防止事業に使われるのか、その内容が明らかでないという文句にだけありまして、われわれは納得いたしかねます。

その次が、最近の事業休止または解散等に対して、県がとつておる措置はどうか、その事例をお示し願ひたい。四十六条だつたと思ひますが、解散が認められておるけれども、都道府県知事が押えることになっておる。これはいさか当を得ていないと私も思ひます。始終言つておるわけでありまして、それが協議会の答申等の場合には、解散を議決する、しかし必要なものが、必要な事業について特別議決をすれば、また復活ができるという道を開いておるのですが、今度はこの条項がきわめてあいまいになっております。したがつて、この解散権の問題、事業休止権の問題は、農民の自主性として、これは当然過ぎるほど当然なことだと思ひます。そうなつてこそ初めて組合の共済事業運営に農民が重大関心を持ち、自分たちの事業としての、いわゆる解散するとか、置くならばどうするかという関心が高まってくるのではないかとおもうのであります。いたすにいかと思ひます。やれやれと言ひましても、それではなかなか農民の意欲は持ち上がらない、かようにまじめに考えるべきだと思ひます。何でも押えてついでこいといふことでは、問題は解決しない。知事がいつまでも握りつぶしておるという状態が続く限り、この問題については、問題は解消いたしません。その点を特に御認識になつて、いわゆる表に出たものと出ないものと

なるわけでありまして。たとえば十三条の一項の政令事項に、「農作物共済又は蚕繭共済の共済掛金国庫負担金の組合等に対する交付方法を規定する見込み」というようにあるもので、それについてはどういふ基準によつて交付するのか、その結果がどうなるのかというところを、われわれとしては知りた

いわけでありまして。こういふものをもらつてみましたところで、これはこんなものをきめるそうだとだけのこととでありまして、これでは十分でないと思ひます。早くお出しになれば、審議はそれを読めば、そして説明を聞けばわかるわけでありまして、余分なことを聞いたり、追及する必要もないわけでありまして、その点は一括いたしまして、そういうふうにお取り計らいをお願いしたい。それは取り扱い上について、農林省内部の見解として、私も承つておきます。別にそれがあつたからといって、他省との折衝に御支障になるような粗略な取り扱いはいたしません。お約束申し上げておきますから、よろしくお願ひいたします。

その次が、通常危険責任部分のうち農林大臣が定める連合会の保険に対する部分についての方針、これは政令、省令事項の中にありますが、先ほど言ひましたように、これは特にも少し詳しく知りたい。

相当問題があると思っております。いわゆる知事のところにまで解散の申請が出たものと、あるいはこれに準ずべきものであるが、末端でそのまゝ表面化しないでおるといふ状態が相当あります。そういったことをやはり相当調べてみる必要があるかと思ひます。

その次が、農林大臣が新しい農作物共済掛け金率を定める場合の組合別の資料、これは先ほどの基礎資料として申し上げましたが、組合別の基礎資料です。作物共済の基準掛け金という場合に、掛け金率の基準を農林大臣が定めることになっておる。これはすべてに關係が出てくるわけであり、これに對する組合別の資料がなければ——これからつくるといふお話を前に聞きました、これは前の中野課長のときに全部掛け金率をはき出し、そこであとで申し上げますが、農家負担が高まることと下がることとが、あるはずであります。お出しを願ひたいと思ひます。全部それをやるのはたいへんだ、たいへんだといふので、協議会のときにおつしやうたけれども、しかしこれはやるのだといふので、異常な努力でおやりになつたわけであり、それからそれは関連資料として私は最大の重要なものだと思ひます。お出しを願ひたいと思ひます。

そこで当分の間、農家負担の掛け金率の増加部分に対する補助金の交付を予定する組合名、その額及び補助金算定の根拠、交付基準等はどうかあるべきか。これは明確に出していただきたい。まだ説明、補足説明等を通じても

はつきりいたしていませんが、料率改定が三年ごとに行なわれることに今年なるようであり、三年間はこの暫定措置は生きているのだと想像されるのでありますが、一体それから先はどうなるのか不安が尽きないと思ひます。下がるところはけっこうであり、すが、上がるころの諸君は、これは相当しつかりした対策がなければ、ここで事務当局や大臣の言明などを相手にするわけにはまいりません、大臣も事務当局もしつちゅうかわるわけであり、それから、また近くかわるでしようから、そういう点も考えると、大臣がかわればそれつきりということでも困りますから、その点は、ひとつよろしく願ひたいと思ひます。

その次が、病虫害の共済事故除外と共済掛け金の割引について、組合等において病虫害に對する部分として算定される額を減額して共済掛け金を定めるということになっておる。そうすると、その算定の基準といふものは何に基づくのか、一組合当たりのいわゆる補助金は、一体どの程度になるのか。前に聞いたところであり、二十万圓ぐらゐになるだらうといふ話もあつた。しかしあれでは——これは協議会のときでありますから、もう四年近く前のことです。その後の農業の進歩発達といふものは異常なものがあり、それから、相当変化がきておると思ひます。したがつてこれは一組合にどの程度の防除対策費が出ていくのか。その機構は一体どういふものを農林大臣が適当と認めたならば、これを交付するのか。そういうことは、質疑の形を通じて、法案関連事項としてお出し

を集約して質疑をすることができるとでありまして、ごめんどうでもひとつきより私が要求いたしますことについては、親切にやつていただきたいと思ひます。

その次は、建物共済について手持ち責任の一部を全共連に再保険することになっております。これは例の覚え書きによつてそういうことになつたやうであります、どの程度再保険される見込みでありますか。それに関連を、検討をされた内容等がありましたら、それをお示しいただければ幸ひかと思ひます。

それから、これはさつきの政令の中で一括してでもけっこうであります、特に私が重視しておりますので、申し上げますが、八十五条の二項の「政令で定める相当の事由があるときは、それらの組合が共済事業の一部を廃止することができ」として、農林大臣の定める基準、政令等の具体的資料、これは最近の日本農業といふものはあなた方政府の方針によつて兼業と副業を奨励しておられるやうなものである。一方には自立農業といふものをつくるんだといひながら、農村は荒廢の一途をたどつております。ですから、三反歩未満、北海道においては三倍を予定されておるやうであり、私はこれは農林大臣の定める基準といふもので、こゝういふ重大な問題をきめるのではなくして、もつと本質的に考え方があつたのではないかと、気がしてならぬのであります。農業情勢が變つておるのでありますから、これは保険制度のあり方とも關係することと思ひますが、とにかくこの点は御検討になる用意があつてしかるべき

だと私は思ひますが、これらの点についてお願いいたします。

最後に、またもとへ戻りまして、その他政府が改正に伴ひて、または準備している政、省令、通達、——通達といふのが案外ばかにならぬわけであり、政、省令といふものは、国会でもある程度示されますが、通達といふものは案外事態を拘束する。法律そのものの内容をも規制するやうなことを平気でやつておられる。これはこの問題に限らず、そういう点について私どもは、この法案審議のときにあらかじめ、想定される緊急の事態に備へるために通達なりあるいは省令等が出ることはやむを得ませんが、あらかじめ法案の内容に關係のある通達を用意しておきながらそれを示さないといふやうなことはあり得ないと思ひますのであります。そういう点についてご意見をいただきたいと思います。

以上、三部に分けたわけでありまして、これは資料としていただければたいしたことはないと思ひます。補助説明をまたそれでお願ひできれば、質疑はきわめて簡単でいふと思ひます。これを早急にひとつお願ひをいたしたい。それから、これは昨日ちょっと委員長まで申し上げておきましたが、農災法とは直接の關係はございませんが、若干これに大きく関連をいたしてきますので、政務次官なり食糧庁、農政局等でけっこうですが、農業構造改善事業の進行状況、またいままで実施を予定された計画内容のトータル等が、ありましたならば、それをお示しいただきたい。

それから最近農林省は通達等で実施

要領及び実施基準の一部を改正されたと伝えられておりますが、その考え方なり改正をされた基準の内容等を当委員会に御説明をお願いしたいので、内容を御配り願ひたい。

昭和三十三年の米価の問題がそろそろ大きくなりつつありますが、算定の基礎資料の提出をお願いできますかどうか、食糧庁がおいでになつておるかどうかわかりませんが、ひとつお願いいたします。

それから農林委員から発言を求められる予定でありましたが、おられませんが、私から申し上げますが、八郎潟干拓入植及び営農計画、目下これは策定中といわれております、目下これはありますが、それをぜひ知りたいといふ、これは農林委員の切なる御要望であり、ですので、御提出をお願いしたいと思ひます。

以上であります。

○松岡(元)政府委員 ただいま足鹿委員から御要求がありました資料につきまして、非常に重大な事項ばかりでございます。極力御要求の趣旨に沿うように提出いたします。ただ、何ぶん量としてかなり膨大になりますので、印刷等の關係で一部ずれることのあることを御了承いただきたいと思います。

それから中にありました組合ごとの料率の基礎資料でございますが、これは非常に膨大なものでございますし、実は三十七年の被害を算定の基礎に入れますので、これは三十七年の被害のすべてが報告を終わりましたから電子計算機にかけまして、九月ごろにできる見込みでございますので、それま

でひとつお待ちをいただきたいと思ひます。

○秋山委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十六分散会

昭和三十八年五月十三日印刷

昭和三十八年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局